現 行 改正 案

(手数料の徴収)

れぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。こ の場合における当該手数料の金額は、当該各号 に特別の計算単位の定めのあるものについては その計算単位につき、その他のものについては 1件につきそれぞれ当該各号に定める額とす る。

(1) \sim (384) の 4 一略一

(385) 建築士法 二級建築 19,300円 (昭和25年法律 士又は木 第202号) 第4条造建築士 第2項の規定に の免許手 基づく二級建築 数料 士又は木造建築 士の免許

(385)の2及び(385)の3 -略-

(386) 建築士法 二級建築 17,900円 第13条の規定に 士試験又 基づく二級建築 は木造建 士試験又は木造 築士試験 建築士試験の実 手数料

 $(387) \sim (478)$ 一略一

2 一略一

(手数料の徴収)

第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、そ懈2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、そ れぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。こ の場合における当該手数料の金額は、当該各号 に特別の計算単位の定めのあるものについては その計算単位につき、その他のものについては 1件につきそれぞれ当該各号に定める額とす る。

(1) \sim (384) の 4 一略一

(385) 建築士法 二級建築 24,400円 (昭和25年法律 士又は木 第202号) 第4条造建築士 第3項の規定にの免許手 基づく二級建築 数料 士又は木造建築 士の免許

(385)の2及び(385)の3 -略-

(386) 建築士法 二級建築 18,500円 第13条の規定に 士試験又 基づく二級建築 は木造建 士試験又は木造 築士試験 建築士試験の実 手数料 施 $(387) \sim (478)$ 一略一

一略一

2

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

現 行 改正案

(経営の基本)

規模は、次のとおりとする。

種類	規模
水力発電所	合計最大出力 <u>89,120キロワット</u>
太陽光発電所	最大出力1,000キロワット
風力発電所	最大出力6,900キロワット

 $2 \sim 6$ 一略一

(経営の基本)

第2条 電気事業の用に供する発電所の種類及び第2条 電気事業の用に供する発電所の種類及び 規模は、次のとおりとする。

種類	規模
水力発電所	合計最大出力 <u>89,320キロワット</u>
太陽光発電所	最大出力1,000キロワット
風力発電所	最大出力6,900キロワット